

○ 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文  
平成十三年国土交通省告示第千二十四号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条</p>	<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条</p>

第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八  
条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度  
、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼  
とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他  
これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応  
力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリート  
の圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。  
）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の  
圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ  
及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の  
圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強  
度鉄筋の材料強度、タッピングねじ等の材料強度、アルミニウム合金材  
、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の  
支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピングねじ又はドリ  
リングタッピングねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度  
、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼  
管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強  
度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料  
強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合  
、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第  
六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料  
強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸  
鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他  
これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度  
、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧  
縮及びせん断の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれ

第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八  
条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度  
、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼  
とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他  
これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応  
力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリート  
の圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。  
）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の  
圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ  
及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の  
圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強  
度鉄筋の材料強度、タッピングねじ等の材料強度、アルミニウム合金材  
、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の  
支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピングねじ又はドリ  
リングタッピングねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度  
、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼  
管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強  
度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料  
強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合  
、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第  
六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料  
強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸  
鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他  
これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度  
、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧  
縮及びせん断の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれ

それ次のように定める。

第一 (略)

第二 (略)

第三 基準強度

一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、その樹種に応じて、製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八十三号)に適合する構造用製材の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材(日本農林規格に定められていない木材をいう。)にあつては次の表一の数値と、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)に適合する枠組壁工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百一号)に適合する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百二号)に適合する枠組壁工法用製材にあつては次の表二の数値とする。

表一 (略)

表二 (略)

二〇八 (略)

附則 (略)

附則

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

それ次のように定める。

第一 (略)

第二 (略)

第三 基準強度

一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、その樹種に応じて、針葉樹の構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第百四十三号)に適合する目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材(日本農林規格に定められていない木材をいう。)にあつては次の表一の数値と、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)に適合する枠組壁工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百一号)に適合する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百二号)に適合する枠組壁工法用製材にあつては次の表二の数値とする。

表一 (略)

表二 (略)

二〇八 (略)

附則 (略)

附則